平成２２年（フ）第６３号
宮城県白石市大平森合字鹿ノ前44番地１―201
債務者　遠藤　浩二
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６４号
宮城県白石市大平森合字鹿ノ前44番地１―201
債務者　管原早侑美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第２３４号
秋田県男鹿市角間崎字岡見沢52番地１　市営住宅角間崎団地６号
債務者　佐藤　茂樹
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６号
石川県能美市和気町井36番地６、従前の住所石川県能美市緑が丘11丁目46番地　グランリーブラ・203号
債務者　牧野　一貴
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第６０号
石川県小松市千代町丁32番地７
債務者　神田寿美代
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５２号
長野県諏訪郡下諏訪町2129番地50
債務者　鈴木　　実
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４７号
長野県下伊那郡高森町上市田653番地１　コーポ原町
債務者　芦部　廣治
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２６２３号
名古屋市北区北久手町146番地　グリーンハイツ長谷川408号室、住民票上の住所名古屋市港区辰巳町32番25号　辰巳町セピア館３―２
債務者　富永　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８６号
名古屋市緑区大高町字東古根49番地の24　ハイツカワムラ202号
債務者　正木　文子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
山口県岩国市黒磯町２丁目49番24―104号
債務者　阿川　由美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６３号
山口県岩国市美川町小川895番地
債務者　定　　和美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６５号
山口県熊毛郡田布施町麻郷団地27番地
債務者　濵口　直美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６７号
山口県熊毛郡田布施町大字波野2180番地９
債務者　髙橋　康二
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２２０号
大分市大字玉沢822番地の４　アメニティ21―203
債務者　黒川　琴美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２３７号
大分市大字猪野370番地の19
債務者　秋吉　優子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２５６号
大分市大字賀来1960番地
債務者　高倉　千加（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３８号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目６番市13―404号
債務者　園屋　浩美
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係